



暴風雪を想定した災害警備訓練を実施 ～北海道警察と救出救助合同訓練を実施します～

網走開発建設部では、大規模災害時における緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策として、北海道警察北見方面本部と合同で災害対策基本法に基づく車両移動、緊急車両通行訓練を行うとともに、要救助者の捜索・救出救助訓練を下記のとおり行います。

記

- 実施日時 令和7年2月19日（水）13：30～16：00
- 実施場所 網走開発建設部北見道路事務所（北見市西三輪^{きたみしにしみわ}5丁目9番地1）（別紙1参照）
- 主催 北海道警察北見方面本部、北海道開発局網走開発建設部
- 参加機関 北海道警察北見方面本部、北見警察署
北海道開発局網走開発建設部、北見道路事務所、国道維持除雪工事受注会社
- 訓練内容 暴風雪による雪中埋没車両・埋没者を想定した救出救助訓練。
- その他 ・悪天候の場合は、開催を2月20日（木）に延期する場合があります。
※2月20日（木）も悪天候の場合は、開催自体を中止する場合があります。
・報道機関で取材を希望される方は、訓練当日の13：15までに直接会場へお集まりください。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部

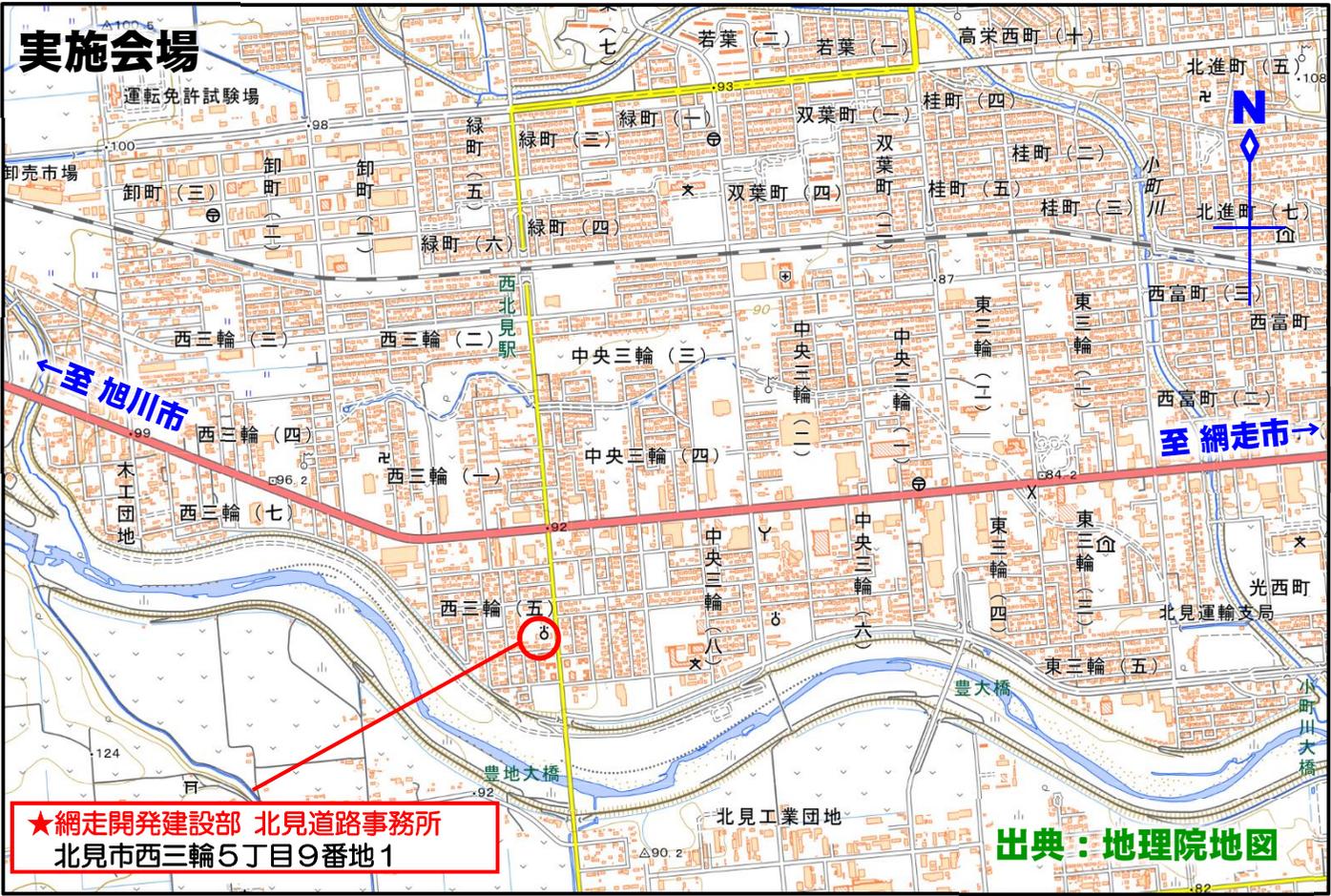
道路防災推進官 森 修二 電話 0152-44-6549（直通）

広報官 石井 義人 電話 0152-44-6793（直通）

網走開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ab/>



『暴風雪を想定した災害警備訓練』 実施位置図



本訓練において実施する主な内容(概要)

別紙-2

■主な訓練内容

暴風雪による雪中埋没車両・埋没者を想定した救出救助訓練 13:30~16:00 (150分)

[シナリオ1] 暴風雪の影響による立ち往生車両(乗車人員不明)を発見した道路利用者から110番通報があったが、その後の急激な降雪により、警察車両の進入が困難となったため、北見警察署から北見道路事務所に除雪の協力要請が入り、現地状況より緊急車両の通行を確保する緊急の必要があるため、道路管理者による災害対策基本法に基づく道路区間の指定を実施。

<訓練①> 除雪作業により進行路を確保しながら道路啓開を行い、警察車両を先導する。(北見道路事務所、国道維持除雪工事受注会社)

[シナリオ2] 訓練①の道路啓開により、警察車両が現地に到着。立ち往生車両内に1名が取り残されていることが判明、また、運転手からの聞き取りにより同乗者1名が車外へ出たきり行方不明となっていたことが判明。

<訓練②> 立ち往生車両を発見、現地指揮所の設置(北海道警察北見方面本部)

<訓練③> 立ち往生車両及び行方不明者の捜索・救助(北海道警察北見方面本部、北見警察署)

<訓練④> 車両移動を実施(北見道路事務所、国道維持除雪工事受注会社)

[シナリオ3] 道路を走行中の車両が雪崩に巻き込まれたと道路利用者から110番通報があったが、現地は雪中に完全埋没し、埋没箇所の特定に至っていない。

<訓練⑤> 雪中埋没車両の捜索及び救出救助(北海道警察北見方面本部、北見警察署)

昨年度の訓練実施状況

<訓練③> 行方不明者の捜索



<訓練④> 立ち往生車両移動



<訓練⑤> 雪中埋没車両の捜索



大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1. 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策 (災害応急措置として創設)

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、道路区間を指定して以下を実施。

- 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動 (その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)
- ※ホイールローダー等による車両移動

2. 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※沿道での車両保管場所確保等



車両移動のための具体的方策
(例：ホイールローダーによる移動)

3. 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能 (都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)
- ※高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応



被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要

(首都直下地震における八方向作戦の例)